

宮城県中小企業等再起支援事業 申請書類チェック表

(各項目のチェックを行い、申請書類と一緒にご提出ください。)

←申請者は以下のいずれかに該当します。(※チェックが無い場合、補助金を受給できません。)

(1) 県内に本社・本店、または、住所を有する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)
(2) 県内に主たる事務所を有し、一定の要件(※)を満たす特定非営利活動法人(NPO 法人)
(3) 県外に本社・本店、または、住所を有する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)及び県外に主たる事務所を有し、一定の要件(※)を満たす特定非営利活動法人(NPO 法人)であって県内で営業する飲食店で「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を取得した者
※特定非営利活動法人が対象となる場合の要件 ①法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)に係る取組を行っていること。 ②中小企業支援法第2条第1項で規定される中小企業者のうち、第2号の2「サービス業」の常時使用する従業員の基準以下(100人以下)の法人であること。 ③認定特定非営利活動法人でないこと。

←申請者は以下のいずれにも該当しません。(※チェックが無い場合、補助金を受給できません。)

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
(2) 社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)、農業組合法人、任意団体、創業予定者
(3) みなし大企業(大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社)と認められる者
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者

←申請者は以下のすべてに該当します。(※チェックが無い場合、補助金を受給できません。)

(1) 令和3年3月31日以前の創業である。
(2) 申請する事業は、国、市町村の他の補助金(例:持続化補助金、ものづくり補助金)を受けて実施する事業ではない。

申請書類送付前に、書類の有無を以下のチェックリストでご確認の上、必ずを入れてください。

No.	申請書類の区分	提出書類
1	補助金交付申請書(様式第1号)	有
2	事業計画書(様式第1号の2)	有
3	収支予算書(様式第1号の3)	有
4	明細書(別紙)	有
5	売上高等が30パーセント以上減少していることの報告書(様式第1号の4)	有
6	売上高の根拠となる資料	有
7	暴力団排除に関する誓約書(様式第1号の5)	有
8	役員等に関する事項(様式第1号の6)	有
9	補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書・カタログ等の写し	有
10	納税証明書(原本)※すべての県税に未納がないことの証明	有
11(※)	法人:登記簿謄本(交付申請日から6か月前以内に発行のもの)	有
	個人:住民票抄本(交付申請日から6か月前以内に発行のもの)	有
12(※)	該当する業種・業態の「業種別ガイドライン」の写し	有
13(※)	「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を取得したことを証する通知の写し等	有
14	申請書類チェック表(本紙)	有

※No.11:どちらか一方を提出ください。

※No.12:感染防止対策を図る取組を実施する場合

※No.13:県外に本社・本店、または、住所を有する中小企業・小規模事業者(個人事業主含む)及び県外に主たる事務所を有する特定非営利活動法人である場合

事務局使用欄



MC-1008